

外国人ビジネスマンの中国生活手引き 2024 年版

商務部等の関連部は中国で仕事をする外国人向けに手引きを公表しています。注意事項、日常生活、在中国居留服務、在中国工作関連服務に分類し外国人ビジネスマンの中国における仕事、生活の参考となるものです。

【注意事項】

入国後、速やかに住宿登記をする。

- ・ホテルに宿泊する場合は有効なパスポート等をもってホテルのフロントで手続きをする。
- ・マンション等に住むときは、有効なパスポート等、賃貸契約書或いは産権証（不動産権利書）を携帯し居留地の派出所で手続きをする。

3つの手続きと期限

	ビザ	居留許可	工作（就業）許可
申請	公安機関の出入国管理部門		在外大使館（領事館） 外国人来華工作管理部門
期間	入国後 30 日以内		入国後 30 日以内
延長	在留期限満了 7 日前	有効期間満了 30 日前	
変更	—	変更事由発生から 10 日以内	
取得書類	査証	居留許可証	外国人工作許可通知→Z ビザ 外国人工作許可証

その他

- ・SNS などの発信における中国法律法規の遵守
- ・犬、猫等の動物を飼うときは関連する規定の遵守
- ・軍事施設の写真撮影の禁止（国家が直接使用する軍事目的の建築、場所、施設を含む）

【日常生活】

通信カードの取得

パスポート或いは外国人永久居留身分証をもって中国電信、中国移動、中国聯通等で SIM カードの申請手続きをする。

銀行カードの取得

パスポート或いは外国人永久居留身分証、国内携帯電話番号をもって商業銀行で銀行カードの申請手続きをする。銀行カード取得後、ATM でパスワードの設定或いは再設定をする。銀行のアプリをダウンロードすることを推奨する。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

アプリのダウンロード

- ・ 支付宝 (Alipay) 或いは微信 (Wechat) を国際銀行カード (VISA や Mastercard) と連携できますが、国内銀行カードを提案しています。
- ・ 支付宝 (Alipay) 或いは微信 (Wechat) を国際銀行カードの QR コードのスキャンで支払うときは1回の支払い金額が 200 元以下は手数料の必要がなく、1 回の支払い金額が 200 元を超えるときは支払 (取引) 金額の 3% のサービス費用が発生する。
- ・ 支付宝 (Alipay) 或いは微信 (Wechat) の国際銀行カードの消費限度額は毎年 5 万米ドル一回の支払金額は 5,000 米ドルを超えない。

外貨両替

入国前：人民元の携帯入国 (出入国ごと・人ごとに 20,000 元)

入国後：国際空港、陸路口岸、港口等に所在する商業銀行の窓口、外貨両替機構、自動両替機で両替でき ATM を使用し国際銀行カードで人民元を取得できる。

【在中国居留服務】

ビザの延長、居留許可の取得について必要資料及び手引きが紹介されている。

【在中国工作関連服務】

工作 (就業) 許可の申請

工作許可の取得について必要書類及び申請について紹介されている。

社会保険の手続き

中華人民共和国社会保険法及び中国国内において就業する外国人参加社会保険暫定弁法の関連規定に照らし社会保険に参加する。

☞ 参保対象 (被保険者)

- ・ 外国人工作許可証、外国人居留証を取得及び外国人永久居留身分証を保有する外国人
- ・ 中国国内の工作单位と労働契約を締結し且つ給与の支給を受ける或いは国外の会社と契約を締結し中国国内に派遣され且つ中国国内の工作单位から給与の支給を受ける。
- ・ 年齢が就業年齢の範囲内 (男性 60 歳 女性 55 歳前)

☞ 社会保障協定

中国と社会保障協定を締結した国籍の人員は協定に定める期限内の納付義務を免除する。

個人所得税

☞ 居住者・非居住者の身分

- ・ 中国国内に住所を有し或いは住所がなく一納税年度内に中国国内に居留が累計 183 日を超えるときは居住者として中国国内及び国外で取得する所得

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

について個人所得税を納付する。

- ・ 中国国内に住所又は居所がなく或いは住所がなく一納税年度に中国国内に居留が累計 183 日に満たない個人は**非居住者**として中国国内から取得する所得について個人所得税を納付する。

☞ 総合所得の申告

居住者は納税年度内に取得して給与、労務報酬、原稿報酬、特許権使用費等の 4 項目の総合所得について取得した年の翌年 3 月 1 日から 6 月 30 日に「個人所得税年度自己納税申報表」及び関連資料を記入し税務機関に申告納付する。非居住者は総合所得の申告納付は不要

☞ 租税条約待遇の享受

租税条約の規定にある減免或いは免除の待遇を享受する外国人は自己で協定優遇条件に符合するか判断し、自己申告或いは源泉徴収義務者の申告時に協定優遇を享受し関連する資料を保存し審査に準備(対応)する。